

建設委員会記録

開催日時 令和元年6月4日(火) 13:03~14:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

- (1) 令和元年度主要施策の概要について
- (2) その他

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまの説明、またはその他の事項を含めて、質問があればご発言を願います。

○太田委員 私から1点だけ質問させていただきます。

歩道で信号待ちをしている歩行者が突然突っ込んできた自動車にはねられて死傷するという事故が相次いでおり、今問題になっています。とりわけ先月初めに滋賀県大津市で起きた、保育園児、保育士あわせて16人が死傷する事故をきっかけに保育園の散歩コースとか、また、通学路の安全点検などはどうなっているのか、こういう問い合わせが私のところにも寄せられています。

そこで、1点目は、大和高田市ですけれども、この危険箇所を解消する取り組みがどのような形で行われているのかということについて、まずお伺いします。

○今中道路環境課長 太田委員からのご質問は、大和高田市市内における通学路安全対策のこれまでの取り組みということでお答えさせていただきます。

本県では、平成24年度に教育委員会、警察、関係機関が連携して、県内における小学校の通学路を緊急点検し、これ以降も毎年合同点検を継続して、PDCAを繰り返しながら対策を進めています。

大和高田市市内においては、平成25年度に通学路交通安全プログラムを策定、毎年合同点検を実施、対策必要箇所を抽出して、対策に取り組んでいます。平成30年度末時点では、平成25年度末時点における市内の対策必要箇所39カ所については全て対策を完了していますが、その後、順次合同点検を行い、追加した対策必要箇所177カ所のうち167カ所で対策を完了していると聞いています。なお、昨年度、県での主な対策事業として、大和高田市市内の神楽における県道大和高田斑鳩線で横断防護柵などを設置しました。以上です。

○太田委員 ご説明いただきましてありがとうございます。

先ほどお話があったように、市内の数カ所で対策がとられているということでございます。深刻なのは、こういった類いの事故が後を絶たないという状況で、けさも新聞を見ていると、きのう80歳代のお年寄りが運転をしていた車が歩道に突っ込むということがあったり、また、先ほどもそういったニュースが飛び込んできたところです。こうした事故を受けて、各地の保育園などで散歩コースの安全性をチェックする取り組みが広がっているとお聞きしています。以前から危険と思われている場所の改善ですが、先ほど幾つか対策は打っていただいているとのことですが、カラー舗装という形で安全対策をとったというところでも、地元の方からは信号をつけてほしかったという声も聞いています。またそういった点については、今後も申し入れなどを行っていきたいと思います。

振り返ってみますと、2012年の4月に京都府亀岡市で集団登校中の小学生らの列に車が突っ込んで10人が死傷した事故があってから、全国の通学路の緊急点検が行われて、その後、一定の改善が図られていると思っています。

先ほど県土マネジメント部長からもご説明があったのですが、125ページに通学路の安全対策事業ということで予算が計上されていますけれども、私は今回の大津市の事故を受けて、これまでは通学路という範囲に限られていましたが、例えば、保育所の子

どもたちが通る散歩道であるとか、もう少し対象を広げるといった対策が今後求められていくのではないかと思うのですけれども、そのあたりの見通しはどのようなものなのかお聞かせいただきたいと思います。

○今中道路環境課長 太田委員の質問は、大津市で起こった事故について、今後どのように対応していくかというご質問かと思えます。

通学路の安全対策同様に、お出かけの散歩道の対策につきましても、教育部局と警察、道路管理者の三者で連携しているところです。現在は、通学路及びお出かけ道路の危険と思われる箇所の調査を行っており、教育委員会で取りまとめると聞いています。その後、取りまとめられた資料をもとに、関係課で点検箇所の抽出や点検を行う予定としています。以上です。

○太田委員 4月から振り返ってみますと、東京都豊島区で横断歩道を渡っていた母子らが、暴走した車にはねられて10人が死傷した。あるいは、神戸市で市営バスが横断歩道を渡っていた歩行者をはねて8人を死傷させた。これも4月に起こった事故ですけれども、本当に相次いで発生してしまっていて、いずれの事故も歩行者側に全く落ち度はなく、普通に歩いているにもかかわらず命が奪われるというのは、本当に理不尽きわまりないと思えます。

今回改めて、通学路だけでなく、保育所に通う子どもたちの散歩道であるとか、そういったところにもぜひ対象を広げていただいて、今後もいろいろな形で要望が上がってくるかと思えますけれども、そこにしっかりと向き合っていていただいて対策をとっていただきたいと思います。私もまた地元でこうしたことを返していきながら、必要な場合には、本会議中の建設委員会で取り上げていきたいと思えますので、よろしく願います。以上です。

○小林（誠）委員 私も交通安全対策についてです。平成24年度以降、通学路関係の交通安全プログラムが実施され、毎年緊急合同点検をしていただいていますけれども、それについて、各市町村からの要望の実施率、整備率について、手元に資料がありましたらご回答いただきたいのと、ないようでしたら、次回に参考資料を見せていただくようお願いいたします。先ほどから大津市の事例がございますけれども、やはり他人事ではなく、早急に奈良県でも対応するべきだと考えています。それに伴いまして、今後、県として、交差点の改良について、どのような方向性を考えておられるのか。また、知事の記者発表もございましたけれども、それを受け、警察と道路環境課でどのように協議をされているのか、

お聞かせいただきたいと思います。

○今中道路環境課長 小林委員のご質問は、通学路の安全対策の現状と今後の取り組みについてと思います。本県では、平成24年度に教育委員会や警察など、関係機関と連携して、県内における小学校の通学路を緊急で合同点検し、それ以降、毎年合同点検を継続的に実施しながら、PDCAサイクルによる施策を進めているところです。なお、合同点検やPDCAサイクルの実施方針などを定めた通学路安全プログラムは、各市町村ごとに策定することとなっていて、平成27年度までに全ての市町村において策定が完了しています。合同点検を通じて抽出された対策箇所につきましては、側溝のふたかけや防護柵の設置、路肩のカラー舗装などの対策を実施しています。

対策状況ですが、平成24年度の緊急合同点検における対策必要箇所は1,341カ所ありました。その後、順次合同点検を行っており、対策必要箇所は現在3,200カ所程度になりましたが、そのうち2,700カ所で対策が完了しています。今後とも交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して点検を実施していきたいと考えています。

もう一つ、警察部局との協議についてというご質問だと思いますが、先ほど太田委員の質問でもお答えさせていただきましたように、警察と道路管理者と教育委員会で、現在、抽出箇所の選定等を行っているところでして、今後、結果をまとめて、警察部局と調整をしていきたいと思っています。

○小林（誠）委員 ありがとうございます。

毎年毎年新たな要望が出てくる中で、プログラムの中の点検箇所等を見させていただきますと、警察や県から、毎年毎年同じ回答をいただく箇所も多々ありまして、それも含め、奈良県もホームページで掲載していますけれども、古いデータしか載っていない。新しいデータを載せている地域もありますけれども、まだまだ39市町村の中には全く載せていない、ずっと載せていない地域もありますので、そういうことに関して、啓発的な指導も県がするべきと考えていますので、そのあたりのご指導もしていただきたいと思います。教育委員会と学校と各市町村の協議になりますと、いつもこの時期に各現場から声を上げて、夏休みに合同点検されて、保護者に回答されるのがいつも2月ごろになるのです。これまでそのように時間をかけて協議をされてこられましたけれども、今般起きているような交通事故を踏まえて、県として早急に対応される、これまでと違う対応をされる予定はないのでしょうか。

○今中道路環境課長 例年、通学路点検におきましては、夏に点検させていただいて、取

りまとめて、各教育委員会を通じて回答させていただいていると思いますが、今回の点検箇所につきましては、保育園のお出かけ通路の数等が非常に多いということはわかっているのですが、まだ全数を把握できていない状況でして、いつ何々をするというところまで調整がついていない状況です。

○小林（誠）委員 現状を理解させていただきました。各市町村も、これまでどおりの返答をすることなく、新たな安全対策をされると思うのですけれども、そういったところには、各市町村における財源の対策なども考えておられるのか、また、危険箇所を判定するような統一基準を県として示されているのか、今後どうされるのか、ちょっと勉強不足でわからないので、その点についても教えていただきたいと思います。

○今中道路環境課長 小林委員からの、財源と点検の基準についてのご質問ですが、県として、この点検基準でいくというところにまだ至っていません。今後全国的な統一基準が多分示されると思いますので、それを見ながら点検をしたいと考えています。

また、財源につきましても、今回起こった事件に関しまして、この財源が充てられるということはまだわかっていませんので、調べながら検討していきたいと思います。

○小林（誠）委員 ありがとうございます。

最後に、公共事業に災害復旧も含みまして、いろいろと設計の大幅な変更が生じる場合が結構あると思うのですが、そのような場合に、設計業者のコンサルタントに対するペナルティーがあるのかどうか。例えば技術提案力が低いのに、いつも工事するに当たってちょっと現場の変更があるとか、そういったところに対するペナルティーがあるのか教えていただきたいと思います。

○池田技術管理課長 小林委員のご質問内容ですけれども、何か成果品なりに不備があったときの対応ということでよろしいのでしょうか。

例えば、設計がまずくて工事がうまくいかなかったりした場合には、契約書に瑕疵担保条項が入ってしまっていて、そちらで対応するようになっています。ですので、県からこのときの設計がまずかったということを申し出て、相手と協議を始める形になってしまっていて、結果、不備があれば当然ペナルティーもありますし、損害賠償も考えられています。以上です。

○田尻委員長 よろしいか。

○川口（正）委員 久しぶりに発言の機会ができたので、少々あちこち飛びますけれども、お尋ねしたいと思います。

全ての施策は影響し合う、連動していると、私は捉えています。そういう意味で、改めて予算書の説明もあったわけですが、その中で奈良公園の問題だとか、吉城園の問題が出された。奈良はいいところだという意味で、住んでよし、働いてよし、どんどんおいでいただきたいと、そのほかいろいろな意味のアピールがあるわけですが、そのとおりだと思います。

そういう意味で、この委員会でなじむかどうか別ですが、知事がおうちをお建てになったと、大和郡山市からお通いと、こう聞いたわけです。だから、奈良公園、吉城園の話は出てくるし、いろいろ歴史的なロマンの話も聞きますけれども、知事公舎は一体どうなっているということが私は気になる。

いずれにしても、この部局で知事の住まいの問題まで論じるということはいかがかと思えますけれども、やっぱり奈良の権威、知事という権威、それと歴史あるこの知事公舎にかかわって、奈良公園、吉城園の事業は出てくるけども、知事公舎に係るものは出てこない。知事選前だったので、この予算は骨格予算だということで、骨格予算にしては膨大な予算だけれども、知事選前だから出なかったのだろうと思えますけれども、この辺も気になる事柄だということだけ提起をしておきます。

お互い政治家、知事であったとしても、私邸、自宅をお持ちになることは当たり前のことだと。憩いの場所をおつくりになることはいいことだと思いますけれども、知事公舎は一体どうなっているんだと。大分老朽化していると思うのです。あれでは住めないという話も聞きます。あなたがた事務方の皆さんは知事のお住まいが気にならないのか、提言できないのかいうことをあわせ聞いておく。

ただ、うれしいなと思うのは、私は南部振興議員連盟の代表ですが、県庁を南へ持ってきてもらいたい。そういうことで、県庁を南に持っていく段取りのために知事公舎の話はちょっと保留になさっているのだろうなど。県庁を南に持っていかないといけないから、知事公舎も当然南へ建てなければいけない、こういう段取りで話題になっていないのだろうなど、私は思っているわけ。南部振興議員連盟のメンバーが何人かここにおられますが、あえて申し上げておきたいと思う。

そこで、ちょっと話題を変えますが、いずれにしても、奈良はよいところと、私が住んでるところ、御所市もすばらしいところだと宣伝をしたいのですが、残念ながら変な動きがございました。

3月の初旬に県土マネジメント部長、高田土木事務所長、奈良県警察本部長、奈良県警

察、高田警察署宛てに投書があったと思います。これを部長は見られているだろうと私は思いますけれども、無届け開発にかかわってこの投書につながった展開がなされているだろうと思いますけれども、それらの経緯を一つしっかりと把握をして、議会にお答えをいただきたいと思う。県土マネジメント部長、私の言っていることはわかりますか。

○山田県土マネジメント部長 はい、わかります。

○川口（正）委員 うっすらわかりますな、今のところ。いずれにしても、お互いに気になっていると思う。

砂防問題については、月ヶ瀬、あるいは生駒、随分皆さんご苦労いただいた。そういった事例、事象が各地であるようにも思うわけ。だから、そういった砂防地を無届けで開発をしているということになれば、これは大変です。間違いの種は大きくならないように、間違いの種がふえないようにしないといけない。基本的なスタンスというものはっきりさせる必要があるのではないかと思う。この投書の箇所等にかかわっての対応をいろいろ指摘したら、あっちにもこっちにもあるということで、手が容易につけられないと、こういうような形で逃げの言葉が出てくる。後遺症がいくらでも膨らんでいくということになりますから、今日時点で、これ以上過ちが膨らまないような手だてを、今の事例をターゲットにして物事を組み立てる必要があるのではないか。かつての事例は、さかのぼって徐々に進めればいいと思いますけれど、いろいろ聞けば、行政指導ということも出てくる。違反や無法は行政指導でおさまるのかどうなのか。いわば全く無知でちょっとした間違いが起こったということではなく、大きな開発だから、これは意図的で、故意でやっているというようにしかとれない。そういうことで、故意を行政指導でいわば阻止し切れるのかどうなのか。ここのところを根本的に考える必要があると私は思うのです。

だから、これは、行政だけで対応し切れないから、投書も警察宛てにも出していると思う。私、御所市民だからこれぐらいの投書は私の耳にも入っているわけ。そういうことで、要はこの内容にかかわってどのような対応をなさって、今日どのような展開になっているのか。少なくともですよ、警察当局と県土マネジメント部と警察署へは一緒の文書を出したというから、連携を取り合っておやりになったかどうかということも含めて、やっぱりお尋ねをしておきたいわけ。なぜなら、警察から聞くのは、行政当局からは何にも聞いていないという話が返ってくるわけ。だから、そこら辺の基本的なスタンス、関係プレー、行政の連携がやっぱり大事ではないのかと思う。

そういう意味で、県下でこの砂防問題、砂防地を勝手にさわったとか、あるいは類似の

無届け、無許可、そういうケースをどのぐらい把握をなさっているのか、その内容を聞きたい。あるいはまた、この事例を通してどのような対応をなさっているのか、なさろうとしているのかを聞きたいと思う。

これ以上蔓延させたら大変ですよ。手つかずで仕事はいくらでも膨らみますから、仕事ができずに仕事がふえるわけ。そういうことの基本をきちっとしてもらいたい。だから、きょうは予告ということにしておこう。いや、川口委員、そんなことを言われても、委員の質問をもうどうも受けとめられませんということになるのかどうなのか。これを一つお尋ねしたい。

私、今度本会議でしゃべりますから。これをはっきり申し上げておきますから。これは本会議で知事に答えてもらうのか、県土マネジメント部長の答えなのか、代表質問ですから、当然知事が答えなければいけないということになるろうと思います。県土マネジメント部長の今の段階の所見を伺いたい。

○山田県土マネジメント部長 今、川口委員からお話がありました3月8日の話、私も直接委員からもお話を伺っており、いろいろ調べています。

全体論で申しますと、最近10年間で違反案件が35件ありました。もちろんその1件に委員がおっしゃっているものも含まれています。その1件について申しますと、土木事務所ですら今指導してしまして、5月31日ですから、先週でしょうか、違反者から、こういった形で計画を直していきたいと言ってきたそうです。ただ、その内容をまだ見ているところですので、それがちゃんと書いているかということも含めてちゃんとご報告します。

全体論に関する、これ以上蔓延させないということはどう取り組むんだというお話、以前もいただいていたしまして、私共なりに今分析しています。やっぱり人目につかないところで開発されやすく、そこをいかに徹底的に撲滅していくか。開発行為者には、悪意のある人、ない人の2パターンあるが、特に悪意のある人に対してどこまで強く出られるのかというのは、今、行政で条例をつくっていますが、それが十分なのかも含めて検討していくことにしています。これ以上広げさせないためにどうするのだということについて、今課題を出して、個別の対策を、特に悪意のある人にどうするかを検討しているのが今の状況です。以上です。

○川口（正）委員 言葉遊びをするのではないけれども、違法というのは犯罪です。犯罪というのは罪です。罪にはペナルティーですね。そういうものがあってしかるべきだと私は思うわけ。けれども、なぜかいろいろな違法行為があったとしてもペナルティーがつい

ていないと。だから蔓延するのではないかということもあるわけです。だから、全てこういった行政違反、違法行為を全部行政で解決できないと私は思うのです。司法当局があるわけだから、どんどんお出しになることが大事ではないのかと私は思うわけです。いや、けれど、できるだけ司法当局には苦勞をかけたくごさいませんというのが行政のスタンスなのかどうなのかを含めて、いや、余り迷惑をかけたくないという気持ちが大事だと思いますけれど、気持ちだけで物事が解決できるものではないと、このように私は思うわけです。

ある意味では、行政の味方的に物を言っているけれども、味方にしたいと思いつつながらも、あまりにも行政当局がずさん過ぎると、いいかげん過ぎるのではないかと、私は憤りを持つわけです。どうですか、私の批判は受けとめられますか。

○山田県土マネジメント部長 警察との連携ということだと思います。特に悪意のある業者とかいろいろな方に対して、我々行政だけでやることに対して限界があり、警察と連携するほうが当然というのも重々おっしゃっていることはわかります。その強化も従前からやっているとは申していますが、さらにどれぐらい強化できるか。

おっしゃられた、違法に対しては当然罰則があるのではないかと。その罰則が科せられない場合がどういう場合なんだということも、行政の中の判断みたいところが多少ございました。今個別に調べていますので、またご報告させていただきます。

○川口（正）委員 ちょっと待ってください。私の手元で調べた内容ですけれど、砂防指定地域における無届け不法開発の隣接地に産業廃棄物の処分場もある。この不法開発の面積は、全体的には砂防地域でないということらしいですけども、砂防地域と目される地番と面積は何と1, 785平方メートル、かなり広いです。この問題にかかわって、私が連想して言うのは間違っているかわかりませんが、もしもですよ、この隣接地、産廃処分場隣接地になだれた形でなし崩しに物事が広がった場合にどうなるんだということです。だから、周辺地域で水の問題だとかいろいろな形で苦情が出てくる。火事も起こりました。そういうことでいろいろな苦情が出ていることとの、連想もしなければいけないのではないかと。

今は、想定外でしたという言葉がもう通用しない世の中になっている。常にいろいろなことは想定をしていかなければならない。つまり防災、防犯。災害やいろいろな犯罪に対しては、事前に未然に防ぐいろいろな手だてというものを考える。「防」という文字が先についています。そういう意味で、いろいろ想定をしながら対応しなければいけない。物

事には機敏な対応が必要であろうと、こんなふうに私は思う。きょう、私はこの辺にしておきます。

私の追及をしようとする、あるいは酌み取ってもらいたいという意図が大体おわかりいただいたと思います。わからなければまた議論していいですよ。きょうはこの程度にしておきましょう。本会議で必ず質問いたします。これを宣言します。終わります。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、本日の委員会を終わります。